

第三次環境基本計画の進捗状況の第 2 回点検の進め方について

第 2 回点検の対象となる重点点検分野と点検の進め方について

次の 5 分野について実施する。

地球温暖化問題に対する取組

物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

生物多様性の保全のための取組

環境保全の人づくり・地域づくりの推進

これらの 5 分野のうち 〃〃〃 の分野については、点検作業の重複を可能な限り避けるため、個別計画が存在する重点分野に関する点検は、可能な限り個別計画の点検等を活用するとともに、次のような形で簡略化することとする。

- ・重点分野別の点検における具体的な取組状況等の分析を省略し、代わりに個別計画における点検状況等について簡易な報告を行う。
- ・重点分野別の点検における指標に関する施策等の詳細な分析を省略する。

個別計画が存在する重点点検分野を所掌する中央環境審議会の部会における各個別計画の点検や重点点検分野に係る検討の報告を通じ、点検を実施する。その際、環境基本計画で示された各分野の施策の基本的方向の進捗状況等について偏りが無いよう留意して、点検を行う。

なお、地球温暖化問題に対する取組については、地球環境部会の審議状況を踏まえつつ、その点検が個別計画である京都議定書目標達成計画のみの内容に偏らないことに留意して行う。

一方、その他の 〃〃〃 については、第一回の第三次環境基本計画点検においては点検小委員会等における審議の時間に限りがあったことに鑑み、十分な点検小委員会の日程（審議時間）の確保を行うこととする。

その際、取組に係る進捗状況について分析を行ううえで必要な指標の充実化に向けた検討（特に 〃〃〃 の分野）を行う。

大まかなスケジュールのイメージ

H 19.11.9 重点点検分野の決定

H 20. 2.7 重点点検分野における重点調査事項の決定

H 20. 1 ~ 3 頃 アンケート調査等

H 20. 3 ~ 6 頃 関係府省の自主的点検、ブロック別地方ヒアリング

H 20.7,8~11頃 総合政策部会による点検、点検報告書とりまとめ

1. 個別計画が存在する重点点検分野の点検

地球温暖化問題に対する取組
物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
生物多様性の保全のための取組

個別計画が存在する重点点検分野を所掌する中央環境審議会の部会における各個別計画の点検や重点点検分野に係る検討の報告を通じ、点検を実施する。その際、環境基本計画で示された各分野の施策の基本的方向の進捗状況等について偏りがないよう留意して、点検を行う。

(分野名) 第二部第 1 章第 1 節 地球温暖化問題に対する取組

京都議定書の 6 % 削減約束の確実な達成のための取組

〔関連記述：第 1 節 3 施策の基本的方向 - (1) 京都議定書の 6 % 削減約束の確実な達成〕

温室効果ガスの濃度の安定化に向けた長期的継続的な排出削減等のための取組

〔関連記述：第 1 節 3 施策の基本的方向 - (2) さらなる長期的、継続的な排出削減等〕

地球温暖化により避けられない影響への適応のための取組

〔関連記述：第 1 節 3 施策の基本的方向 - (3) 避けられない影響への適応策〕

(分野名) 第二部第 1 章第 2 節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保〔関連記述：第 2 節 3 施策の基本的方向 - (1) 基本的な考え方〕

関係主体の連携や国際的な取組による施策の総合的かつ計画的な推進

〔関連記述：第 2 節 3 施策の基本的方向 - (2) 各主体の連携とそれぞれに期待される役割〕

〔関連記述：第 2 節 3 施策の基本的方向 - (3) 国の取組の基本的な方向〕

物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析と公表

〔関連記述：第 2 節 3 施策の基本的方向 - (3) 国の取組の基本的な方向〕

(分野名) 第二部第 1 章第 6 節 生物多様性の保全のための取組

生物多様性の保全・再生の強化のための取組

〔関連記述：第 6 節 3 施策の基本的方向 - (1) 保全・再生の強化〕

生物、生態系サービスの持続的な利用のための取組

〔関連記述：第 6 節 3 施策の基本的方向 - (2) 持続可能な利用〕

生物多様性の保全に向けた広域的・横断的な視点での総合的な取組

〔関連記述：第 6 節 3 施策の基本的方向 - (3) 広域的・横断的な取組〕

2. そのほかの重点点検分野の点検

（ 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
環境保全の人づくり・地域づくりの推進 ）

第一回の第三次環境基本計画の点検と同様に、重点点検分野の内容のうち、中央環境審議会として特に関心が高い事項を「重点調査事項」として事前に指定し、深掘りした審議を行う。

重点点検分野の審議には重点調査事項に関係する府省をあらかじめ特定し、関係する重点調査事項について報告を求める。

また、第一回の第三次環境基本計画点検にあたって点検小委員会等における審議の時間に限りがあったことなどに鑑み、十分な点検小委員会の日程（審議時間）の確保を行うなど、点検の方法を一部見直し、より効率的な点検の実施を行うこととするとともに、各分野における重点調査事項の選定にあたっては、特に次の点に留意して行う。

（ 重点調査事項選定の際の留意事項 ）

- ・ 点検に必要な審議を十分に行うことができるよう、重点調査事項は各分野 2 事項程度とする。
- ・ 深掘りした分析が可能となるよう、できるだけ論点を絞った内容となるよう配慮する。
- ・ 選定の際には、可能な範囲で、指標の動向も参考とする。
- ・ 報告を求める府省をあらかじめ特定する。
- ・ 選定方法は、第三次環境基本計画策定時に、当該重点点検分野の担当となった委員が項目案を作成し、関係省庁の意見も踏まえ、総合政策部会で決定する。

あわせて、環境基本計画の進捗状況の点検結果（第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について）を踏まえ、特に「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」の分野については、取組に係る進捗状況について分析を行ううえで必要な指標の充実化に向けた検討を行う。

